

北朝鮮による韓国への砲撃に抗議する決議

北朝鮮は11月23日、韓国・延坪島に対して砲撃を行い、韓国軍との間で交戦状態となった。これにより、韓国軍兵士だけでなく、同島の民間人まで死傷者が出て、住民1600人が緊急避難する事態となった。

民間人が居住する島への無差別砲撃は、朝鮮戦争の休戦協定はもとより、国連憲章にも、北朝鮮自身が当事者である南北間の諸合意にも反する無法な行為である。北朝鮮は今回の行為を、韓国軍が「北朝鮮の領海」で軍事演習を行い、砲撃したことへの反撃だとしている。しかし、砲撃を受けた延坪島と同島への航路が韓国側に属することは、北朝鮮自身も認めていることであり、北朝鮮の言い分は全く成り立たない。

和泉市議会として、北朝鮮の軍事挑発行動を厳しく非難するとともに、北朝鮮が、攻撃とそれによる被害の責任を取り、挑発的な行動を繰り返さないことを厳重に求める。

なお、韓国をはじめ関係各国が、事件をさらなる軍事的緊張や軍事紛争につなげることなく、外交的・政治的な努力によって解決することを要請するものである。

以上、決議する。

平成22年12月14日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣 宛